

新たな雇用を創出するための起業及び創業環境の早急な整備を求める意見書

長引く不況の中で、厳しい状況が続く雇用情勢を打開するために、二十一世紀型新産業を中心に新たな雇用、起業創出のための施策を優先的かつ継続的に断行する必要があります。

中でも、新しい事業や産業を生み出し、経済に活力を与え、雇用を創出する原動力となる中小・ベンチャー企業に対して、起業や創業しやすい社会環境の整備に向けた取り組みが急務です。新たに事業を開始しようとする個人や中小企業等に対しての幅広い支援、また中小企業者の新技術やアイデアに着目した事業活動に対する継続的支援とともに、地域雇用に直結する地域産業資源を活用した事業創出環境の整備等を図ることが不可欠であります。

さらに、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、我が国の経済活力の維持、向上を図っていくためには、若年層や高齢層の雇用開拓に力を入れることはもちろん、若手、高齢者及び女性起業家による新規事業の創出基盤を整備することも必要不可欠です。

しかし、一般的にベンチャー企業等は信用力や担保力が不足しがちであることに加え、近年の景気低迷により民間金融機関からの融資等も厳しさを増しているなど、中小・ベンチャー企業をはじめ若手、高齢者及び女性起業家の起業、経営に必要な資金調達環境は一層困難な状況となっております。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、左記の施策を早急に講ずるとともに、制度の拡充を強く要望します。

記

- 一 効果的な規制改革を行い、サービス産業の活性を図るとともに、環境、バイオテクノロジー、情報通信及びナノテクノロジーなど二十一世紀型新産業への重点投資を行い、新たな雇用を創出すること。
- 二 政府系金融機関及び民間金融機関などによる新たな起業、創業への資金調達の支援策の一層の拡充を図り、「土地担保主義」と併せて技術力や新しいアイデアなど、内容中心の新融資制度の確立を図ること。
- 三 若年者の失業率を半減させる施策を関係省庁が協力して力強く推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十二月九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

内閣総理大臣・財務大臣

厚生労働大臣・経済産業大臣 あて